

太田市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程を次のように定める。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市訓令第3号

太田市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、職員が営利企業等に従事する場合の許可等に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この訓令において「職員」とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 太田市職員定数条例（平成17年太田市条例第45号）第2条に定める職員
- (2) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員
- (3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条、第4条又は第5条の規定により採用された職員
- (4) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員

(兼業)

第3条 この訓令において「兼業」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人及び清算人をいう。以下同じ。）に就任すること。
- (2) 自ら営利企業を営むこと（以下「自営」という。）。
- (3) 報酬（労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭をいい、交通費等の実費弁償は含まない。）を得て、何らかの事業又は事務に従事すること。

（営利企業等）

第4条 前条第1号の「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいい、会社法（平成17年法律第86号）上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営むものがこれに該当する。

2 前条第2号の「自営」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいい、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

3 前項の場合において、不動産又は駐車場（以下「不動産等」という。）の賃貸にあつては次の各号のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱うものとする。

(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上である

こと。

エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

イ 駐車台数が10台以上であること。

(3) 不動産等の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額1,000万円以上である場合（建物の賃貸のみを行う場合にあっては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。）

(4) 第1号又は第2号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

4 前項第3号の賃貸料収入の額は、申請時において見込まれる将来1年間の収入予定額で判断する。

5 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、1戸建て1棟をアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当として換算し、これらを合計して10室相当以上となるときは、自営に当たるものとして取り扱う。

6 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として自営に当たるか否かを判断する。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。

7 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売にあっては、販売に係る太陽光発

電設備の定格出力が50キロワット以上である場合には自営に当たるものとして取り扱う。

- 8 自家消費にあてることを主たる目的とする米、麦、そ菜等を生産する農作並びに小規模の果樹栽培及び酪農（主たる原料を購入して製造又は加工するものを除く。）は、営利企業には含まれない。
- 9 副業的に果樹栽培又は酪農を営むものについては、大規模に経営して店舗その他の営業設備を有するなど客観的に企業と判断されるものは、営利企業に該当する。
- 10 前条第3号の「事業又は事務に従事」とは、職員の職務以外の業務に継続的又は定期的に従事する場合をいう。

（兼業許可の申請）

第5条 職員は、兼業の許可を受けようとするときは、あらかじめ兼業許可申請書（様式第1号）又は自営兼業許可申請書（様式第2号又は様式第3号）を任命権者に提出しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、兼業の可否を兼業許可決定通知書（様式第4号）又は兼業不許可決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（兼業許可の基準）

第6条 任命権者は、兼業の許可の申請があった場合においては、次の各号の要件を満たし、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、許可することができる。

- (1) 職員の兼業が営利を主目的としたものや法令に反するものではなく、兼業により、社会貢献や職員の能力向上（職務上求められる能力の向上をいう。）が期待されること。
- (2) 兼業しようとする職員が占める職と許可に係る兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、監査、税の賦課・徴収、補助金の交付、工事の請負、物件の使用、物品の購入等の特別な利害関係

がないこと。

- (3) 兼業の内容が、職員としてふさわしいものであり、公務の公平性・中立性を妨げるものではないこと。
- (4) 報酬の額は、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- (5) 原則として、兼業に従事する時間が勤務時間外であること。
- (6) 原則として、兼業に従事する時間が、1週間当たり8時間以下、1か月あたり30時間以下、勤務時間が割り振られた日において1日3時間以下であること。

(許可の期間)

第7条 兼業の許可は、原則として2年を超えない期間について与えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この期間中に昇任、転任、兼任等により職員が占める職に異動を生じた場合又は許可に係る兼業の内容に変更があった場合には、第5条第1項の規定に準じ新たに許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第8条 兼業の許可を受けた職員は、当該兼業を必要としなくなったとき又は当該許可に係る内容が許可の要件に該当しなくなったときは、直ちに兼業許可取消申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定にかかわらず兼業の許可を受けた職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、兼業の許可を取り消すものとする。

- (1) 当該許可に係る内容が、事実と相違すると認めるとき。
- (2) 当該許可に係る内容が、許可の要件に該当しなくなったとき。

- 3 任命権者は、前2項の規定に基づき兼業の許可を取り消す場合は、兼業許可取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(営利企業以外の団体の役員等の兼職)

第9条 第3条に規定する場合のほか、職員が、職務上の必要により国、地方公共団体その他の公益団体において法令、条例、定款、寄附行為その他規約で定める役員その他役職に報酬を得ずに就任するときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

2 第5条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、兼業許可等についてなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

兼業許可申請書

年 月 日

（任命権者）

様

（申請者）氏名

地方公務員法第38条第1項の規定により、兼業の許可を申請します。

1 申請者			
ふりがな		生年月日	年 月 日 歳
氏名		現住所	
2 本職			
所属		職務内容と責任の程度	
職名			
給与	職 級 号給 月額 円		
3 兼業先			
勤務先（職業）		勤務先（職業）の事業内容	
所在地			
役職			
収入額	<input type="checkbox"/> 月収 <input type="checkbox"/> 年収 <input type="checkbox"/> その他 円		
勤務時間	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 時から 時まで 平均して 1月 日 1日 時間 週のべ 時間	職務の内容と責任の程度	
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 兼業が職務に与える影響			
5 兼業を必要とする理由			

自営兼業許可申請書 (不動産等賃貸関係)

年 月 日

(任命権者)

様

(申請者) 氏名

地方公務員法第38条第1項の規定により、兼業の許可を申請します。

1 申請者			
ふりがな		生年月日	年 月 日 歳
氏名		現住所	
2 本職			
所属		職務内容と責任の程度	
職名			
給与	職 級 号給 月 額 円		
3 兼業先			
賃貸する 不動産等	建 物	(独立家屋)	棟 延べ床面積 m ²
		(マンション等)	室 延べ床面積 m ²
		所在地	
	土 地	貸付件数	件 面積合計 m ²
		用途 所在地	
駐車場	駐車台数	台 設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	所在地		
賃貸料収入の 予定年額	合 計		円
		建 物	円
	土 地	円	
	駐車場	円	
その他	円		
不動産等の賃貸 に係る管理業務 の方法			

(裏)

4 職員の本職と許可に係る不動産等の賃貸との間の特別な利害関係の有無

5 職員の職務の遂行への支障の有無

6 その他公務の公共性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

自営兼業許可申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）

年 月 日

（任命権者）

様

（申請者）氏名

地方公務員法第38条第1項の規定により、兼業の許可を申請します。

1 申請者			
ふりがな		生年月日	年 月 日 歳
氏名		現住所	
2 本職			
所属		職務内容と責任の程度	
職名			
給与	職 級 号給 月額 円		
3 兼業先			
事業の名称			
所在地			
事業内容			
収入の予定年額	円		
使用人の人数及び職員との続柄			
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量			
職員が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間			
当該事業の継承の事由			

(裏)

4 職員の本職と許可に係る事業との間の特別な利害関係の有無

5 職員の仕事の遂行への支障の有無

6 その他公務の公共性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

兼業許可決定通知書

決定年月日 年 月 日

様

（任命権者）

印

あなたから 年 月 日付けで申請のあった兼業許可申請については、許可しましたので、太田市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程第5条第2項の規定により通知します。

1 兼業先の名称等
2 許可の期間
年 月 日 から 年 月 日 まで (注) この期間中に昇任、転任、兼任等により職員が占める職に異動を生じた場合又は許可に係る兼業の内容に変更があった場合には、新たに許可を受けること。
3 許可条件
太田市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程を遵守すること。
4 備考
当該兼業を必要としなくなったとき又は当該許可に係る内容が不許可の要件に該当するに至ったときは、直ちに兼業許可取消申請書（様式第6号）を提出すること。

兼業不許可決定通知書

決定年月日 年 月 日

様

（任命権者）

印

あなたから 年 月 日付けで申請のあった兼業許可申請については、不許可としましたので、太田市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程第5条第2項の規定により通知します。

1 申請のあった兼業先の名称等
2 不許可理由
3 備考

兼業許可取消申請書

年 月 日

(任命権者)

様

(申請者)

私は、太田市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程第8条第1項の規定により、この度の兼業許可を取り消したいので申請します。

1	兼業許可決定通知書に記載された兼業先の名称等
2	兼業許可決定通知書に記載された決定年月日
	年 月 日
3	取消理由

兼業許可取消通知書

決定年月日 年 月 日

様

（任命権者）

印

次のとおり許可決定を取り消しますので、太田市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程第8条第3項の規定により通知します。

1	兼業許可決定通知書に記載された兼業先の名称等
2	兼業許可決定通知書に記載された決定年月日
	年 月 日
3	取消理由